

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	会計課	
件 名	クレジット収納等開発業務委託	
契 約 内 容	令和3年4月より市税等の収納に、クレジット決済及びインターネットバンキングPay-easy（ペイジー）を利用した収納業務を開始することに伴い、当該収納データを令和3年4月より稼働予定の総合収納システムに取り込む機能を追加する。	
契 約 期 間	令和2年10月1日から令和3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和2年10月1日	
契 約 相 手 方	株式会社三菱UFJ銀行	
契 約 金 額	2,048,750円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>総合収納システムは令和3年4月より稼働するシステムで、現在使用している歳入システムの後継システムである。また、総合収納システムは指定金融機関である(株)三菱UFJ銀行が開発したシステムであり、令和3年4月から開始する市税等のクレジット決済及びインターネットバンキングPay-easy（ペイジー）を利用した収納データを令和3年4月稼働の総合収納システムに取り込む機能を追加するには、現在、同システムの構築を進めている(株)三菱UFJ銀行に委託する以外に方法はなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから随意契約とする。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 会計課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	市民部 市民課	
件 名	コンビニ交付サービス導入業務	
契 約 内 容	総務省が実施する「小規模市町村向けクラウド基盤の構築によるマイナンバーカードを活用した住民票の写し等のコンビニ交付サービスの導入促進に向けた実証事業」に参加が採択されたため、既存住基システムの改修を実施する。	
契 約 期 間	令和2年10月15日から令和3年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和2年10月15日	
契 約 相 手 方	日本電信電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	16,654,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本システムはパッケージシステムであり、その内容は公表されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 市民部 市民課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課																									
件 名	マメナシ生息調査業務委託																									
契 約 内 容	国や愛知県のレッドリストに絶滅危惧種として掲載されているマメナシが、市内に点在し自生しており、令和元年度の調査にて自生地を特定した。特定されたマメナシの健康度などの詳細調査を行い、今後の保護方針を決めるための資料とする。																									
契 約 期 間	令和2年12月16日から令和3年3月22日まで																									
契 約 締 結 日	令和2年12月16日																									
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人 犬山里山学研究所																									
契 約 金 額	220,000円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本市は、第5次犬山市総合計画で、里山の実態の把握を、犬山里山学センターを拠点として、特定非営利活動法人や市民ボランティアが協働して里山の樹木相や健康度、里山に生きる希少な動植物の系統的な実態調査を行うことを位置付けています。</p> <p>特定非営利活動法人犬山里山学研究所は、市から犬山里山学センターの管理を委託している団体であり、多くの市民ボランティアを育成しながら、本市と協同で里山の実態調査を含むさまざまな環境保全活動を実施しています。</p> <p>これらのことから、政策的な当該委託を、営利を目的とせず、かつ公益を一致する目的を持つ団体と契約するものであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとして、1人から見積書を徴収し随意契約をするものです。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 環境課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	産業廃棄物(廃水銀体温計、廃水銀血圧計及び廃乾電池)の収集運搬及び処分業務	
契 約 内 容	市公共施設から排出される産業廃棄物（廃水銀体温計、廃水銀血圧計及び廃乾電池の収集運搬及び処分	
契 約 期 間	令和2年10月2日～令和3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和2年10月1日	
契 約 相 手 方	永一産商株式会社	
契 約 金 額	体温計1500円／本 血圧計4000円／台 血圧計(スタンド式) 4500円／台 電池420円／k g 混合電池1000円／k g	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>事業所が産業廃棄物の処理を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第5項の規定により、第14条第12項に規定する産業廃棄物処理業の許可業者に委託しなければならない。廃水銀体温計及び廃水銀血圧系及び廃乾電池は有害である水銀を含むため、処理に当たっては、①特殊かつ専門的な技術や知識を有すること、②安全かつ無害な処理を行うことができること、③廃水銀の最終処分施設である野村興産(株)の協力会社であることが本委託業務を委託する受注者に求められる条件となります。この条件を満たす近隣事業者が1者であるため。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先

経済環境部 環境課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	高齢者支援課																									
件 名	高齢者生きがい活動促進事業委託																									
契 約 内 容	地域の高齢者等が、農作業をとおして自身の持つ経験や知識・技能を生かして活動することで生きがいや健康づくりの促進を図る通いの場の創出及び、多世代交流による地域での顔の見える関係性の構築を推進する場の創出のための各種事業を実施する。																									
契 約 期 間	令和2年10月6日から令和3年3月31日まで																									
契 約 締 結 日	令和2年10月6日																									
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人シェイクハンズ																									
契 約 金 額	1,968,000円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	高齢者を中心とした団体かつ、多文化共生分野において活動実績がある事業者であること。また、現在も犬山市楽田地内において、子どもコミュニティ農園の運営をしており農作業の経験もあり事業の実施に適任であることから、競争入札に適さないものである。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 高齢者支援課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	子ども未来課																									
件 名	子ども未来園登降園受付用タブレット端末設定業務																									
契 約 内 容	令和3年2月より保育業務の一部をICT化することに伴い、各園に登降園受付用のタブレット端末を設置予定である。このタブレット端末は、市のネットワークへ接続し、登降園受付システムへアクセスする必要があるため、これらの操作を行うための端末設定業務を委託するものである。																									
契 約 期 間	令和2年11月25日から令和3年1月31日																									
契 約 締 結 日	令和2年11月25日																									
契 約 相 手 方	株式会社石川コンピュータ・センター 名古屋支社																									
契 約 金 額	4,486,200円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由及び業者選定の理由	現在の犬山市の電子システム環境において、新たにネットワークに接続するパソコンを追加する業務は、パソコン及び付随するシステムの導入及び保守を行っている株式会社石川コンピュータ・センター名古屋支社に限られるため、随意契約するものである。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 子ども未来課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	消防総務課	
件 名	予防接種業務委託について	
契 約 内 容	総務省消防庁からの令和2年1月24日付け消防救第14号「救急隊員への感染防止対策の推進を目的とした血中抗体検査及びワクチン接種の実施について(通知)」に基づき、消防職員に対する予防接種を実施するもの。	
契 約 期 間	令和2年12月18日から 令和3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和2年12月18日	
契 約 相 手 方	一般社団法人 尾北医師会	
契 約 金 額	破傷風ワクチン5,500円、MRワクチン11,000円、麻疹ワクチン7,700円、ムンプスワクチン7,700円 水痘ワクチン8,800円 (予算額1,485,000円)	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	予防接種業務を確実に実施するため、地域の医療体制に精通した一般財団法人尾北医師会に委託するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 消防総務課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	情報政策課	
件 名	A I - O C R 共同利用サービス構築業務	
契 約 内 容	A I - O C R システムの構築及び運用	
契 約 期 間	契約日から令和3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和2年10月19日	
契 約 相 手 方	株式会社日立システムズ 中部支社	
契 約 金 額	295,130円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、犬山市が参加するあいちA I ・ロボティクス連携共同研究会にて令和2年6月1日に実施したプロポーザルにより選定された事業者へ業務を委託するものです。従って、その性質が競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とするものです。 なお、本業務は愛知県下42団体が参加し、11月2日からサービスが開始される予定です。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 情報政策課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報政策課																									
件 名	ひとり親世帯への臨時特別給付金再給付対応業務																									
契 約 内 容	新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯を支援するため、7月に臨時特別給付金の給付を実施したが、依然として生活実態が厳しい状況にあることを踏まえて、再度、同様の基本給付の給付を実施することとなり、支給決定通知書や口座振込データの作成、支給情報管理等を行う作業支援を行う。																									
契 約 期 間	令和2年12月14日から令和3年3月29日まで																									
契 約 締 結 日	令和2年12月14日																									
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社																									
契 約 金 額	555,500円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先

経営部 情報政策課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報政策課	
件 名	基幹系システムクレジットカード納付等対応業務	
契 約 内 容	市税等の納付についてクレジットカード収納を導入するにあたり、コンビニ納付用の納付書を使用したクレジットカードでの納付テスト及び消込データの取込テストを行う。 現在利用している歳入システムが令和3年7月にサポートを終了にあたり、令和3年4月に後継である総合収納システムへ移行し、併せて地方税共通納税システムの消込データが追加されることから、各種消込データの取込テストを行う。	
契 約 期 間	令和2年11月13日から令和3年3月26日まで	
契 約 締 結 日	令和2年11月13日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	3,069,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先

経営部 情報政策課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報政策課	
件 名	個人住民税システム特徴期割異動RPA構築業務	
契 約 内 容	企業より提出される給与所得者異動届出書及び特別徴収切替届出(依頼)書のデータを基幹系システムへ入力するためのRPA構築業務	
契 約 期 間	令和2年12月24日から令和3年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和2年12月24日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	983,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務で構築するRPAにてデータ入力及び更新処理を行う個人住民税システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、システムの業務分析等の対応を行うことは構築作業を行った事業者に限られるため、その性質及び目的が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先

経営部 情報政策課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報政策課																									
件 名	戸籍システムデジタル手続き法対応業務																									
契 約 内 容	デジタル手続き法に伴う住基法改正により、国外転出者については新たに戸籍の附票をマイナンバーカードや公的個人認証の基盤として利用が可能となる。それに伴い戸籍の附票に生年月日や住民票コード等の情報を追加し、管理できるようにシステム改修を行う。																									
契 約 期 間	令和2年12月1日から令和3年3月26日まで																									
契 約 締 結 日	令和2年11月30日																									
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社																									
契 約 金 額	7,746,200円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先

経営部 情報政策課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報政策課																									
件 名	戸籍システム社会保障・税番号制度対応業務																									
契 約 内 容	社会保障・税番号制度に伴う戸籍法改正により、法務省において新規に戸籍情報連携システムが構築され、本籍地以外の市区町村でも戸籍の情報が参照できるようになる。そのために戸籍情報連携システムを経由した全国の市区町村と戸籍情報を連携できるようにシステム改修を行う。																									
契 約 期 間	令和2年12月1日から令和3年3月26日まで																									
契 約 締 結 日	令和2年11月30日																									
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社																									
契 約 金 額	5,709,000円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報政策課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報政策課	
件 名	住民基本台帳システムデジタル手続法対応業務	
契 約 内 容	デジタル手続法に伴う住基法改正により、国外転出者については新たに戸籍の附票をマイナンバーカードや公的個人認証の基盤として利用が可能となる。それに伴い戸籍の附票に生年月日や住民票コード等の情報を付加し、そのうえで全国の自治体と連携ができるように住民基本台帳システムの改修を行う。	
契 約 期 間	令和2年12月1日から令和3年3月26日まで	
契 約 締 結 日	令和2年11月30日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	4,510,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先

経営部 情報政策課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報政策課	
件 名	情報提供ネットワークシステム機関間テスト対応業務	
契 約 内 容	特定個人情報を連携する中間サーバー接続機器の更新に伴い、特定個人情報の情報照会および提供業務が正しく行えることの確認のため、江南市と相互に情報照会および提供を行う機関間テストを実施するにあたり自治体中間サーバーの設定等を行う。	
契 約 期 間	令和2年10月26日から令和2年12月25日まで	
契 約 締 結 日	令和2年10月23日	
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社	
契 約 金 額	1,309,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本システムはパッケージシステムであり、その内容は公開されておらず、メンテナンスやプログラムの修正を行うことは当市のシステム導入作業を行った事業者に限られるため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、システム導入事業者と随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先

経営部 情報政策課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	市民部地域協働課																									
件 名	多文化共生フォーラム開催委託業務																									
契 約 内 容	<p>【多文化共生フォーラムの開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人市民と日本人市民の交流を促進し、相互理解を深めるためのフォーラムを開催すること。 																									
契 約 期 間	令和2年10月26日～令和3年3月31日																									
契 約 締 結 日	令和2年10月26日																									
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人 シェイクハンズ																									
契 約 金 額	278,520円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>【随意契約の理由】 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき</p> <p>【業者選定の理由】 特定非営利活動法人シェイクハンズは設立以来、地域の外国人住民の支援を中心に活動してきた。また、当該団体の活動内容は多岐に渡り、日本語学習指導、日本の生活習慣を指導するほか、多文化共生をテーマにしたパネルディスカッションや地域のコミュニティ行事への参加を通じて地域の多文化共生意識の向上に貢献している。こうした事業活動を行う類似の団体は市内には存在せず、本件業務の目的を達成するためには、随意契約をすることが最も適当であり、競争入札に適しないと判断するため、同団体と随意契約するものである。</p>																									
その 他 特 記 事 項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 市民部地域協働課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	地域協働課																									
件 名	多文化共生研修業務委託																									
契 約 内 容	令和2年度「多文化共生研修」を企画・実施する。なお、研修に必要となる資料、レジュメ等の原本を作成、その他講師との打ち合わせを調整し、実施する。																									
契 約 期 間	令和2年12月1日～令和3年3月31日																									
契 約 締 結 日	令和2年12月1日																									
契 約 相 手 方	NPO法人多文化共生リソースセンター東海																									
契 約 金 額	585,420円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>NPO法人多文化共生リソースセンター東海は、2009年の設立以来、10年にわたり東海地方を中心に日本に居住する外国人及び日本人に対して、多文化共生社会の実現に向けた活動の促進に関する事業を行い、在住外国人と日本人、または在住外国人同士、日本人同士の連携・協働・共生に係る問題の改善や解決を図ることで、多文化共生社会の実現に寄与する活動を行っている。</p> <p>当市でも、職員向け多文化共生研修を平成29年度と令和元年度に実施しており、また県内市町村の小牧市、豊田市、名古屋市、西尾市でも事業を実施しているため、当市及び周辺地域の事例にも精通している。これまでの当市での多文化共生施策の流れを汲み、またその他の経験を踏まえ、より当市の多文化共生への理解促進、発展に寄与し、効果的かつ順調に委託業務を行うことができる。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 地域協働課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	都市公園等倒木処理委託	
契 約 内 容	流公園内の倒木・剪定枝処分等一式	
契 約 期 間	令和2年10月6日から令和2年10月16日まで	
契 約 締 結 日	令和2年10月5日	
契 約 相 手 方	(有)芳葉園土木	
契 約 金 額	253,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、地元の苦情対応のため、流公園内の木を剪定・伐採したため、早急に処分する必要があります。このことから、直ちに現場着手可能な(有)芳葉園土木に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	河川排水路維持管理委託	
契 約 内 容	惣作川の除草 一式	
契 約 期 間	令和2年10月6日 ～ 令和2年10月16日	
契 約 締 結 日	令和2年10月5日	
契 約 相 手 方	㈱森藤組	
契 約 金 額	297,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	当該河川について、雑草等が繁茂していることが確認され、隣接する土地への被害を未然に防ぐため早急に対応する必要があります。 現時点において早急な対応が可能な株式会社森藤組に依頼することで、早期対応と適切な施工が確保できることから、随意契約を締結するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	河川排水路維持管理委託	
契 約 内 容	除草及び雑木撤去 一式	
契 約 期 間	令和2年10月9日 ～ 令和2年10月30日	
契 約 締 結 日	令和2年10月8日	
契 約 相 手 方	(株)フクトミDBK	
契 約 金 額	297,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、楽田字角池地内排水路外2について、地元住民からの通報（要望）により排水路の草や雑木等が道路に越境していること、かつ、交差点付近のため見通しを阻害していることから道路通行に支障が出ています。このことから、緊急性が高いと判断し早期対応を行う必要があります。なお、直ちに現場作業に着手可能な(株)フクトミDBKに依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できることから随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	河川排水路維持管理委託	
契 約 内 容	除草及び雑木撤去 一式	
契 約 期 間	令和2年10月13日 ～ 令和2年11月6日	
契 約 締 結 日	令和2年10月12日	
契 約 相 手 方	(株)フクトミDBK	
契 約 金 額	295,900円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及び 業者選定の理由	本業務は、羽黒高橋三丁目地内排水路外2について、羽黒高橋三丁目地内排水路は、地元町内会との協定に基づき法面等の除草作業を実施する必要があり現地状況から道路に越境していることから通行する上で早急に対応する必要があります。また、楽田巾地区排水路において、地元住民から通報により草等が繁茂し排水路の管理上適正でないため、除草等作業を行う必要があります。 なお、この当該箇所に精通している(株)フクトミDBKに依頼することで、地元調整を含む早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	河川排水路維持管理委託	
契 約 内 容	排水路浚渫 一式	
契 約 期 間	令和2年10月21日 ～ 令和2年11月13日	
契 約 締 結 日	令和2年10月20日	
契 約 相 手 方	(株)フクトミDBK	
契 約 金 額	287,100円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、羽黒成海西地内排水路について、地元住民からの通報（要望）により排水路に土砂等が堆積し通水阻害を発生させています。このことから、緊急性が高いと判断し早期対応を行う必要があります。なお、直ちに現場作業に着手可能な(株)フクトミDBKに依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できることから随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	河川排水路維持管理委託	
契 約 内 容	用排水路除草 一式	
契 約 期 間	令和2年11月19日 ～ 令和3年1月29日	
契 約 締 結 日	令和2年11月18日	
契 約 相 手 方	大竹建設(株)	
契 約 金 額	265,100円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、羽黒起地内用排水路について、市民・農業従事者からの要望により隣接する民家に草等が越境し居住環境を阻害しており、かつ、次年度用水路の通水確保から対応を行う必要があります。 なお、当該箇所は、名鉄小牧線に近接する用排水路であり、鉄道事業者発注の除草業務を受注している大竹建設(株)に発注することで、除草業務における近接施工協議の不要、同時施工（12・1月予定）による作業効率の向上が図られるため随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先

都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課																									
件 名	道路雪氷対策業務委託																									
契 約 内 容	凍結防止剤散布工等 一式																									
契 約 期 間	令和2年12月1日 ～ 令和3年3月31日																									
契 約 締 結 日	令和2年11月30日																									
契 約 相 手 方	(株)いしだ建設、(株)アサイ建設、(株)丹羽建設、(株)葉山建設、(株)中京開発、(株)勝建設																									
契 約 金 額	準備・後片付け：72,900円/1回、作業面積：165円/10㎡、運行距離：2,753円/1km																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、市内にて降雪があり道路の雪氷対策が必要な場合に行うもので、緊急性があり早急に対応する必要があります。朝、昼、夜、夜間といつでも動ける体制が必要なため、対応するエリアを調整し業者と委託契約することで、早期対応と適切な施工が確保できることから、事前にそれぞれ随意契約するものです。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先

都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課																									
件 名	河川排水路維持管理委託																									
契 約 内 容	善師野一丁目地内の排水路浚渫等一式																									
契 約 期 間	令和2年11月11日 ～ 令和2年12月11日																									
契 約 締 結 日	令和2年11月10日																									
契 約 相 手 方	陽光建設(株)																									
契 約 金 額	290,400円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務は、市民からの通報により排水路に土砂が堆積しており、排水路の維持管理上早急に対応する必要があります。このことから、直ちに現場着手可能な陽光建設(株)に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先

都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	都市公園等除草業務委託	
契 約 内 容	高根洞工業団地緑地の除草業務	
契 約 期 間	令和2年12月3日 ～ 令和2年12月18日	
契 約 締 結 日	令和2年12月2日	
契 約 相 手 方	(株)フクトミDBK	
契 約 金 額	242,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、地元からの通報により公園の草が道路に越境しており、通行上支障となっているため、早急に対応する必要があります。このことから、直ちに現場着手可能な(株)フクトミDBKに依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 歴史まちづくり課																									
件 名	歴史的資産保存活用調査研究業務																									
契 約 内 容	犬山市内における地域の歴史的資産の保存・活用に関する調査研究																									
契 約 期 間	令和2年10月9日～令和3年3月26日																									
契 約 締 結 日	令和2年10月9日																									
契 約 相 手 方	学校法人國學院大學																									
契 約 金 額	250,000円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>【随意契約の理由】 契約の性質および目的が競争入札に適さないため。</p> <p>【業者選定の理由】 本委託業務は、歴史的文化財をまちづくりに活かす方法について研究するとともに、住民主体のまちづくりについても提案するものであり、犬山の歴史文化に精通しているのみならず、住民主体のまちづくりについても精通していることが必要である。 國學院大學に在籍する西村幸夫教授は都市計画を専門としながら、市民主体のまちづくりについても長年研究されている。また文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会長を務めるほか、近世城郭群世界遺産登録推進会議準備会ワーキンググループの委員も務めていることから、文化財についての知識も豊富である。令和2年度から着手している文化財保存活用地域計画についても担当者研修の講師を務めるなど見識が深い。 以上のことから、今後本市が目指す犬山城世界遺産登録や歴史まちづくりと観光の両立などについての的確な方向性を示すことができるのは西村氏が唯一かつ適正な研究者であると考え。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 歴史まちづくり課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	総務課																	
件 名	本庁舎外 4 1 施設の高圧電力の特定規模電気事業者との随意契約について																	
契 約 内 容	本庁舎外 4 1 施設の高圧電力の特定規模電気事業者との随意契約																	
契 約 期 間	令和3年1月1日～令和6年3月31日																	
契 約 締 結 日	令和2年12月28日																	
契 約 相 手 方	中部電力ミライズ株式会社																	
契 約 金 額	年間予定総額173,375,000円 (電力使用量により変動)																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>令和元年6月に高圧電力供給事業者の見直しをし、中部電力ミライズ株式会社（以下、同社）と契約した。見直しの際にはプロポーザル方式により提案依頼をしたが、6事業者 中4事業者が提案依頼を辞退し、残った2社のうち、同社が最も安い提案であったため、 令和元年6月1日から令和3年3月31日までの電力供給について同社と随意契約をし た。</p> <p>上記契約の満了を見据えて、同社と協議した結果、契約期間満了を待たずに令和3年1 月から新たな契約に切り替える条件で本庁舎外41施設中15施設についての電気料金の 割引率拡大の提案があった（他の施設については据え置き）。新たな契約へと切り替える ことで年間約916万円の削減ができるため、同社を選定した。</p>																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 総務課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 企画広報課	
件 名	犬山市ホームページリニューアル業務	
契 約 内 容	近年犬山市ホームページに対して、スマートフォンからのアクセスが急増している。しかしながら現在のトップページは、パソコンでの表示をメインに構成されており、スマートフォン表示には対応しているもの見づらさや、コンテンツの表示順でパソコン表示と差異ができてしまっている。 こうした現状を解決するため、トップページのデザイン変更を中心としたリニューアルを実施する。なお、ホームページの管理システムの変更は行わない。	
契 約 期 間	令和2年12月22日～令和3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和2年12月21日	
契 約 相 手 方	株式会社フューチャーイン	
契 約 金 額	2,387,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	現在の犬山市ホームページは株式会社フューチャーインが開発したCMSにより職員自らが編集・公開を行う運用としている。今回のリニューアルの目的はデザイン面の変更を中心としており、この目的達成においてCMSの変更は必要としていない。また、他社のCMSへ変更することは、現CMSでの各職員の操作・編集技術を失うことになるうえ、他社CMS上において犬山市ホームページの再構築、既存ページの総移行が必要になってしまう。以上の理由から、本業務においてCMSの変更は行わないものとする。 犬山市ホームページは株式会社フューチャーインのサーバーにおいて保守・管理されており、他社のCMSへ移行しないことからリニューアル作業を行うことが可能な事業者は同社以外にないため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、同社と随意契約の方法による契約を締結する。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先

経営部 企画広報課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 下水道課	
件 名	地下埋設物調査委託 (その1)	
契 約 内 容	地下埋設物調査 一式	
契 約 期 間	令和2年10月31日 ~ 令和2年11月30日	
契 約 締 結 日	令和2年10月31日	
契 約 相 手 方	管清工業株式会社 小牧営業所	
契 約 金 額	473,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及び 業者選定の理由	<p>本委託は、住宅開発にて宅地を造成中、民地内に下水道管と思われる不明管が発見されたため、早急に不明管の利用実態等を調査する必要が生じた。そのため、犬山市で管路調査の実績があり、緊急に対応が可能な業者を選定した。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 下水道課